

都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

平成29年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税 616,464 千円
 (歳出) 都市計画事業費等に要する経費 1,126,854 千円

(単位：千円)

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他	
都市計画 事業費等	街路費	453,205	85,831	205,900	8,402	117,507	35,565
	公園費	75,760	7,600	14,700	702	40,500	12,258
	下水道費	168,655	0	0	0	129,471	39,184
	区画整理費等	39,545	0	0	677	29,837	9,031
	公債費	389,689	0	0	0	299,149	90,540
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	1,126,854	93,431	220,600	9,781	616,464	186,578